

加茂市国内展示会出展小間料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業において製造した製品等を積極的に情報発信し、新規成長市場分野の開拓、同業種・異業種との交流の拡大及び消費者情報等の収集を行うことを目的に国内で開催の展示会等に出展した者に対し、その参加出展小間料の一部を助成するため予算の範囲内で加茂市補助金交付規則（昭和40年規則第19号）に基づいて行う補助金の交付に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有する中小企業であつて、同一年度内で当該補助金の交付を受けていない者とする。

(交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助対象 加茂市以外で開催される展示会で、市長が適当と認めるもの。
- 2 補助率等 小間料の2分の1。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。また、上限を10万円とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ加茂市国内展示会出展小間料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 1 当該展示会の出展申込書の写し。
- 2 当該展示会の内容を記載した要項等の写し。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受領し、内容を審査のうえ補助金の交付を決定したときは、加茂市国内展示会出展小間料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、展示会が終了したときは、速やかに加茂市国内展示会出展実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 1 展示会出展実績書
- 2 出展会場の写真
- 3 当該展示会出展小間料の支払いを証する書類の写し
- 4 当該展示会出展小間料補助金交付請求書

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

(決定の取消等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、市長は既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。